

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

平成29年10月19日

摂 津 市 議 会

目 次

総務建設常任委員会

10月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第59号所管分の審査-----	3
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、中川嘉彦委員、三好義治委員）	
議案第64号の審査-----	11
質疑（野口博委員）	
議案第66号所管分の審査-----	13
議案第69号の審査-----	13
質疑（松本暁彦委員、野口博委員）	
議案第63号の審査-----	14
質疑（中川嘉彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第72号の審査-----	23
補足説明（市長公室長）	
質疑（三好義治委員）	
議案第71号の審査-----	24
採決-----	24
閉会の宣告-----	25

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成29年10月19日（木）午前 9時59分 開会
午前11時43分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	福住礼子	委員	野口 博
委員	中川嘉彦	委員	三好義治	委員	香川良平
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
市長公室長	山本和憲	同室次長	大橋徹之
政策推進課長	川西浩司	人事課長	浅尾耕一郎
総務部長	井口久和	同部次長兼市民税課長	橋本英樹
同部参事兼総務課長	松方和彦	同部参事兼固定資産税課長	中西利之
防災管財課長	古賀順也	財政課長	谷内田修
建設部長	土井正治	同部次長	山本博毅
同部参事兼都市計画課長	西川聡	同課参事	藤原利忠
水みどり課長	竹下博和		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局次長代理	田村信也	同局総括主査	香山叔彦
------	------	--------	------	--------	------

1. 審査案件（審査順）

議案第59号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第64号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第66号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の
条例制定の件所管分
議案第69号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第72号 摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件

議案第 7 1 号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開催いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

秋の行事等々でお忙しいところ、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

最初に、渡辺委員、福住委員におかれましては、このたびの正副委員長へご就任されましたことについて、おめでとうございます。今回から委員会構成が少し変わりました。また1年間、何かとご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会署名委員は野口委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第59号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑ありますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 債務負担行為の補正について、建物等総合管理事業と電気保安業務委託事業につきまして、期間が5年間ということでございますが、この費用対効果というものについてお聞きいたします。

そして、土木費、都市計画費のPCB廃棄処分委託料の内容についてお聞きいたします。

○渡辺慎吾委員長 答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうから債務負担行為の建物等総合管理事業、それから電気保安業務委託事業の費用対効果というところの質問に対してお答えさせていただきますと思います。

この債務負担行為を設定して契約ということにつきましては、平成14年度から実施しておるんですけれども、そういった一括して長期の契約、その前、その後の削減効果額というのは、10年前ですのなかなか単純な比較というのは少し困難なところがあるんですけれども、一つの目安といたしましては、前回設定して契約した際、電気保安業務委託事業、こちらにつきましては予定価格3,878万円に対して、実際の契約額は2,297万9,007円ということになっております。

もう一つの建物等総合管理事業、こちらにつきましては予定価格が3億6,287万円に対しまして2億9,639万6,827円ということで、それぞれ大分削減効果があったのかなという数値が出ている状態になってます。

今回につきましても前回と同様、指名競争入札で行いたいと考えておりますので、ある程度の落札による削減効果額というものが出てくるものと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 松本委員のPCB廃棄処分委託料の内容について、お答えさせていただきます。

この内訳としましては、PCB廃棄処分料金としまして1,463万8,000円、蛍光灯の安定器の処分でございます、JESCO北九州事業所にて処分する費用でございます。また、PCB含有安定器の運送委託料としまして86万4,000円を今回計上させていただいております。

このPCBにつきましては、以前行いました南千里丘まちづくり事業におきまして、平成20年から21年にかけて総合福祉会館及び市民体育館取り壊し工事を行った際に発生いたしました電気機器及び蛍光灯の安定器でございますが、今回、蛍光灯の安定器につきまして処分を行う内容のものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、幾つかお尋ねします。

今質問があった建物等総合管理事業について、まず確認の意味でお尋ねします。数字は示されましたけれども、逆に今回、いわゆる債務負担行為額がふえてるということで出発しようとしておりますが、ご承知のとおりESCO事業が出発しますので、ESCO事業に係る保守点検業務については建物等総合管理事業に本庁舎は当然入りませんけれども、その辺で金額的にふえたという内容が、そこに出てくると思いますので、いわゆる対象公共施設の違いなど、ESCO事業との対象建物を絡めて

少し詳しくきちっと説明をいただければと思います。

PCBの問題については、北九州の会社のほうで処分するということになるかと思えますけれども、旧福祉会館と、そこにありました体育館にあった安定器だとか、コンデンサーとかトランスということだと思えますけれども、いろんな公共施設の解体だとか処分がこの間続いております。しかし全国的に処理する施設は5か所しかないということで、順番待ちの部分もあると思えます。

現在、この摂津市のPCBの保管状況といえますか、当然担当が違いますので、それぞれ他の所管が持っているPCBの分については詳しくつかんでない部分もあるかも知れませんが、いわゆる今回この費用をかけて処分すると。それを含めて、現在、市として持っている、保管されているPCBの現状について、少しわかればお答えいただきたいと思えます。

もう一つは財政問題です。今回、財政調整基金、財源調整により歳入で1,692万6,000円を入れて、昨年度、平成28年度決算のいわゆる実質収支の半分を逆に財源調整に継ぎ増しをするということが行われております。

そこで、少し関連してお尋ねしておきたいと思うのは、詳しい決算の問題は決算委員会でまたさせていただきますけれども、来年度の予算編成方針の中で、こういうふうに文章があります。ちょっと読ませてもらいます。

予算編成に向けて前文がありますけれども、「一方、本市における平成28年度決算は、実質収支の黒字を確保したものの、財政調整基金を4億4,500万円取り崩しており、平成20年度以来8年ぶりに主

要基金が減少する事態となった」とあります。この「事態」となったという言葉を使ってるわけでありますけども、いわゆるこの「事態」という言葉を使った意味合いについて、少し認識について議論しておきたいと思います。

昨年の決算を受けてのいわゆる中期財政見通しで見ますと、平成28年度の見通しについては、基金残高は141億2,000万円という数字が中期財政見通しであるわけです。これを上回る数字が今回決算として143億円残ったわけであります。当然、毎年多額の基金を入れて、市債も組んで予算組みで出発をしますけども、結果、いろんな年度間の調整の中で基金も温存し、できれば市債も少なくするという形で財政指標を取り組んできておりますが、そういう過去の流れも含めて、この中期財政見通し上の数字と比較しても、この「事態」という言葉は適切じゃないと思いますので、その問題について認識をお聞きしたいと思います。

以上3点です。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 野口委員のPCBについてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明いたしましたように、総合福祉会館の解体の折に発生したPCBにつきましては、平成26年に高濃度コンデンサー及び低濃度のトランスの処分を行っており、そのときに教育委員会及び上下水道部のPCBについても同時に処分を行っております。

今回計上させていただきますのは安定器の処分でございますが、全体的には把握しておりませんが、近畿自動車道の下に保管をしており、同じところに教育委員会の

PCBも入っております、そちらのほうはまだ処理できる段階には至っていないと聞いております。

また、今年度につきましては、上下水道部のほうでも低濃度のPCBの処分をされるということを聞いております。また、それ以外につきましては、建設部におきましてポンプ場、その他の施設を水みどり課が管理しておりますが、それにつきましてもPCBが含有されている可能性があるということで、現在、今年度の委託としましてPCBの調査をしているという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、まず建物等総管理事業の件につきまして、お答えしたいと思います。

今回の債務負担行為の設定額、限度額が、前回と比べて増額となっている要因でございますけれども、まず1点は委員もおっしゃっていただきましたように、施設の増がございます。それと、前回の契約時から比べまして労務単価が上昇してるという状況がございます。そのほかに施設自体も増になっているんですけれども、その施設の中でも今回一括して委託する業務の内容、これがふえているものがございます。

そのほか、法的な関係でいいますと、フロン排出抑制法、これが平成27年4月に施行されました。これによりまして、業務用エアコンの点検項目、これにつきましては一定規模以上の業務用エアコンについては専門家の定期点検、これが義務づけられたということで、これにかかる費用が少し上がっている状態になってます。

もう1点、これに関連いたしますと、E S C O事業との関連としてどうなのかと

いうご質問ですけれども、これにつきましては、前回、市の庁舎に係るものも一括して契約しておるんですが、その中で、空気調和器保守点検、空調用自動制御機器保守点検、こういったものがE S C O事業のサービス業務の中で賄われる業務ということで担当課から聞いておりますので、こういったE S C O事業のほうで実施される業務については、今回の一括契約の中から除く予定になっております。

それと、財政の見通しの件です。予算編成方針の中で少し強い物言いといいますか、厳しい事態になってるところでご意見をいただいておりますけれども、中期財政見通しにつきましては、毎年10月ぐらいに作成し、公表させていただいておりますが、毎年毎年、その時点、その時点で見込み得る条件といいますか、そういったものから積算をいたしております。

昨年公表をさせていただいた分に関しましては、1点、作成した以後に大きい変化といいますか、大きい収入があったと認識しております。

たばこ税ですが、これにつきましては、作成以後に収入の増というものが判明いたしましたので、その分を9億2,000万円ほどの補正予算計上させていただいたと思いますけれども、9億2,000万円のたばこ税の増収がありました。当初4億円程度の基金の減というものを見込んでおったところに9億円の増がありましたら、基金の取り崩しというものがなくなってもおかしくないというところで、実際の決算といたしましては、それ以外の収入の減があり、最終的には基金を取り崩して何とか実質収支の黒字を確保しているという状況がございました。

そういった大きな収入があったにもか

かわらず、基金を取り崩す状況になってしまったことについては、財政といたしましてはやはり大きな事態といいますか、大変厳しい財政状況であったというふうに認識しておりまして、予算編成方針の冒頭でもそういったところを説明させていただき、職員全員でそういった状況を共有していただきたいという思いからそのような説明をさせていただいたところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最初にP C Bの問題でありますけれども、全体像についてこれからきちっと調査をするという段階の話があったんですが、普通ならば、環境問題から見ればこういう性格の問題についてはきちっと管理して、国の動向、全体の動向を見て順番待ちしてきちっと管理をしていくというのが筋だと思いますけれども、そういうことから見たら何でそういう状態なのかという気はしますけれども、ぜひ全体像をきちっと調査した後、きちっと管理して処理をしていただきたいということを言っておきます。

この問題については、細かいことは言いませんけれども、できれば資料として、委員長のほうで、今回の建物等総合管理事業の対象公共施設、そういう中身について、法的な改正もあって、前回と比べてそういう点検項目も変わっておりますので、ちょっとわかりやすくまとめた資料でいただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

財政問題については、たばこ税の話をされて、今回入ったのにもかかわらず、それ以外の収入の減により基金残高が減ったという話であります。

毎年、中期財政見通しについては議論さ

せていただいておりますけども、毎回、たばこ税の収入は見込まないでいつも予算組みするわけです。そういう中で、基金は過去最高の額まで到達している経過があるわけです。

先ほどこちよっと紹介しましたが、昨年度の中期財政見通しの上に立った今年度の予算編成方針では、申し上げたようにこんなことをおっしゃってるんですね。さっきと同じ文脈の中で、基金は146億円になりますと。市債残高については、ピーク時が1,055億円ありましたと。しかし、約610億円減少しましたということをお前提として、いろんな評価を展開しているわけです。この上に立って、平成28年度の中期財政見通し上の基金の見通しは141億円ということで出発しているわけで、過去のいろんな経過を含めると、そういう評価については同意できないと感じます。

過去、何回も中期財政見通しについては、毎年の決算を受けて見通ししますけども、何年後に大変な赤字になりますよということをおっしゃって、それがどんどん狂ってるわけです。そういう経過も踏まえて、きちんと評価をされて、結果としてはたばこ税が今回あわせて入ったけれども、見通しよりも多く基金が残ったということも一つの事実でありますし、その点、予算編成の中での財政問題については正確にきちっと捉えていただいて、議論していただきたいと思います。

それと、少し申し上げますと、平成29年度、基金を29億円取り崩して予算組みしました。結果、使ったのは、25億円減らして、4億4,500万円なんです。市債については当初は14億3,800万円でしたけども、結果は13億9,000万

円と。途中、市債についてはいろんな事業の関係で20億円足した時期もありましたけども、そういう予算組みの経過をたどっているわけで、単純にたばこ税が入ったから、その結果で減りが少なかったんだということを見てほしいということじゃなくて、いろんな過去の経過でたばこ税が入らない中でいろんな予算組みしてるわけで、そういう点をちゃんと見ていただいて、きちっとした財政評価を提示すべきだと思いますけども、その点ちょっと副市長からご意見あれば聞かせていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 資料に関してはまたでき次第よろしくお願いします。

副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

過日、平成30年度の予算編成説明会がございました。その折には私のほうが一応挨拶の中で言ったことをちょっと紹介させていただきますと思います。

それぞれ財政のほうは非常に厳しいというようなことで、毎年そういうことで臨んでおります。もし財政が少し余裕があるとか、そういうような悠長なことを言っておれば、今の基金の残高はなかったものであろうと思います。それをそれぞれ各課が情報を共有しながら、それぞれ歳出においては非常に始末をしながら基金を残してきたと、こういう全庁的な動きがまずあるかと思っております。

それから、中期財政見通しでございますが、財政方といたしましては、やはり歳入は過小に見積もる。それから歳出は過大に見積もる。これは鉄則でございます。これをもし反対に見込みますと、当然非常に狂ってくるということもありますので、そう

いう財政のスタンス、これはしっかり理解していただきたいと思っております。

それから、年度間のそれぞれの歳入歳出の増減は当然ございます。そんな中で、基金が余ったり、あるいは基金が足らなかったりすることもございます。そういう部分では、年度間の増減はあるんですけれども、全体のトレンドとしては中期的、あるいは長期的に見た場合に、やはりこれからの財政状況は非常に厳しいものであらうと予想されております。

いずれにいたしましても、決算審査の中でしっかりそれぞれ議論していただいて、予算、あるいは決算について、ご理解をしていただければありがたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 財政問題を申し上げたのは、いわゆる今回、市議会議員選挙がありまして、市長もいろんな場面で優良企業という言葉が使われて、財政が大変だということではいつもおっしゃっているわけですよ。

22歳まで医療費助成をするということの記者会見のときにもそういう発言をされて、それに対してマスコミでもいわゆる市税収入が府下一番だという数字もテレビの中で示されて、摂津市の財政状況についていろんなことが議論されましたけれども。

いろんな年度間でいろんな言い方ありますけれども、しんどかったら負担してほしいと。ちょっと余裕ができたけれども、将来しんどいからできませんよという言い方で物事を進めるのではなく、今の状態になったことを正確に伝えて、それを判断していただいて、財政運営をきちっと抑えながら、基金が過去最高という状況になってます

ので、そういう財政状況を今の市民の暮らしにいかにかかすかという議論をあわせてするような、そういう方向で財政問題を見てほしいということを伝えておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにありませんか。
中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。
それでは、一つだけ質問させていただきます。

先ほどからもお話が出てます建物等総合管理事業、これについてお聞きしたんですけれども、先ほどの答弁の中で予定価格が3億6,287万円ですか、それに対して2億9,639万6,827円というような落札になったとありました。それは指名競争入札だとお聞きしたんですけど、これが本当に適正に競争原理が働いてるのか、7,000万円ぐらい予定価格に対して浮いているから、ああよかった、よかったのか。この指名競争の前回の状況というんですか、どういうふうな業者、何者でどういうふうな、指名した根拠、地域性とかそういうものを根拠にしたのか、まず1回目それを教えていただければと思います。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、建物等総合管理事業についてのご質問についてお答えいたします。

前回の入札の状況ですけれども、前回、建物、ビル管理、そういった業種で登録されている業者の中から指名をいたしまして入札を実施しております。指名させていただいた業者の数といたしましては、14者を指名させていただいて入札をいたしましたが、実際に応札いただいた業者としては4者ということになっておりまして、

10者が事前に辞退の届け出を出しておられたという状況になっております。

10者が辞退されておりますけれども、地域的なところといいますと、市内の業者でそういったところはございませんでしたので、市外の業者から指名をさせていただいて、4者で入札をすることによって、一定の競争は働いていたと判断いたしております。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 14者のうち実際に応札されたのは4者ということで、その指名した段階のいきさつはいろいろ要件があるとは思いますが、きっちりと指名競争という市場原理が働いて、税金ですからきっちりとその辺で働いているのかなということが一番心配で、今回も同じような形できっちりと競争原理が働くように見ていただきたい。

先ほど最初に予定価格3億6,287万円といったその根拠ですけれども、いろんな形で精査をされてると思いますが、例えば今回金額が4億2,000万円という形で上がった、要因は施設の増、労務単価の増、業務内容が変わった、ふえた、そういう形でふえた内容はおっしゃられたけれども、労務単価が上がったというのは時流の流れであるんですけれども、そこも大事ですが、例えば歩掛りというのがあると思うんです。例えば、大げさな話は、電球一つかえるのに一人工でやるのか。それをほかのちょっとしたのと合わせて一人工で見るのか。その歩掛りとかもいじることによってこの予定価格が本当に適正になっているのか、もうちょっと詰めるのかというところまで精査してやっていただきたい。これはもう要望というか、そこを詰めるつもりはないですけれども、今

こういうご時世なんで、今どこも厳しいですから、本当にきっちりと大事な税金を最小限でやっていただきたいということを要望して終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質疑ございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 債務負担行為の細かいことはいいんですけども、なぜこの時期に債務負担行為の補正を行うのか。それまでに債務負担行為をとった時期を含めて平成30年度の部分でいけば、今まで債務負担行為というのは12月議会でいろいろと債務負担行為をとってきた過去の経緯があるんです。こういうこの時期の補正というのがどうも合点がいかないんで、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、債務負担行為の設定の時期についてのご質問にお答えしたいと思います。

今回の建物等総合管理事業、この中にはもう4月1日早々から実施していただかないといけない業務等もございます。それを考えますと、きちんと4月1日が始まるまでに入札をし、契約をする、こういう必要があるわけです。

これまでは12月に設定をさせていただいておりましたが、今回、先ほども申し上げましたように、施設が増加したりとか、あと業務が増加しているというところで、十分に担当課と財政課の担当で打ち合わせをし、内容を固め、そういった時間を十分にとった上で入札を実施していきたいという思いから、これまでより若干前倒しをさせていただいて、今回の設定時期とさせていただいたところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 やっぱり経済の流動化とか、物価の上昇率とか、いろんなことを吟味して、それから事前に債務負担行為を組んでるんですね。12月というのが、それが来年4月からやる入札の経過からいきますと、今上げてる部分については、資料も過去の資料のデータもあるんで、そんなに作業分野としてはふえてるような傾向ではないんです。

ここ半年間の株価の上昇率を見ると、二十数年来にわたって2万円ぐらいまで株価が上がってきたんですね。物価上昇率も11月からいろんな物価上昇が今見込まれている状況の中で、この債務負担行為の補正がこの時期で本当に適切なのかというのを私は疑問を持っているんです。

そういった面で、それよりも前段の中で債務負担行為を組んできた経過というのが、入札を行っていくのに、そんなに1年先にやっていく作業量が本当にあったのかというのが、この債務負担行為全体を見て、きょうは総務建設常任委員会ですから、それにかかわる所管の部分だけでしか質問はできませんけど、債務負担行為の基本的なあり方について、再度ご答弁いただきたいなと思います。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 債務負担行為についてのご質問にお答えしたいと思います。

債務負担行為につきましては、単年度予算の原則、これの例外として、後々の債務を、地方公共団体が負担する場合に議会上げ、予算の一部として限度額、それから期間を可決いただいて、それをもとに契約等するものになっております。

どうしても市が実施しております業務の中では、継続的に3月31日で終わって

4月1日から新たに始めるというものもございしますが、3月31日から4月1日まで継続的にやっていくものもございします。そういった切れ目のない業務をするに当たっては、どうしても当初予算の可決を待ってから契約するということになる、なかなかそういういとまがないものもございしますので、そういった場合に事業実施の前年度、それ以前に債務負担行為として設定をさせていただき、契約を実施しております。

今回の業務につきましても、先ほど申し上げましたように、4月1日早々に実施していただかないといけない業務がございしますので、今回、若干これまでよりも期間が早いですけれども、十分に内容を精査、それから担当者とも打ち合わせをする時間も確保したいということ、それとあと契約先の業者とも十分な打ち合わせをして適切な業務を実施していただきたいということもございまして、今回の設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 この時期というのはまた改めて違う場面で質問をさせていただきますけど、その物価上昇の部分とのその因果関係ですね。いろいろ委託契約をやって、事業者の工材が上がって、そこでまた補填をしてきたという過去の経緯もありますし、この債務負担行為は今言われたように来年4月1日から担保として金額を上げてる部分の中で、余りにも早目にやっていったときに、本当に今の経済情勢不安定な中でこれが本当に適切な時期かというのは、私いささか今疑問に思ってます。多分これ質問してても平行線になるので、きょうはこの程度にとどめておきますん

で、また改めて決算委員会で話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第64号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

野口委員。

○野口博委員 一応基本的な問題だけお尋ねしときます。

今回、国に応じた都市緑地法の改正に伴い固定資産税の軽減を行うということで、条例改正をするということにつながってきたわけでありますけれども、事前にご説明いただいた内容でいきますと、いわゆる都市緑地法の改正に伴って多くの空地进行を緑地に活用したいという意味合いだと思います。広さが300平米以上と、緑化率が20%以上で、設置から5年以上だと。そのうちの3年間は固定資産税を3分の1軽減しますということの中身だと思います。全国的には余りこういう法律を活用したという点では数がほんの少しだと思いますけれども、これを摂津市で見た場合に、大企業の方々が敷地内で例えばこの広さを提供したいと、誰か活用するという事になった場合に、いろんなプライバシー問題もありますし、いろんな条件もある中で、一般の方々が300平米の土地を提供して云々ということは余り考えられないと

いうこともありますので、とすれば大企業用しかないと思われれます。いろんな問題も生じますという点を考えますと、国の意図たるものがどういうところを対象に出したのかという点で担当者の受けとめを一つ聞かせていただきたいと思います。

この制度が摂津市で利用される可能性があるかの問題について、少しお考えを聞かせていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 それでは、野口委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回のこの都市緑地法の改正に伴います税制改正ですけれども、目的としましては民間の活力を最大限に生かして、緑やオープンスペースの整備、そして保全等を効果的に推進していくということが目的となっております。

本来、そういうものは市町村などの地方公共団体が行えれば一番いいという問題だと思うんですけれども、今の地方公共団体には財政面や人材面等の制約があります。そういうところから地方自治体として独自でやっていくのがなかなか困難であるという背景を受けて、都市緑地法の改正をいたしまして、民間の力をかりたいという形になったと考えております。

こういう制度をやることによりまして、確かに民間の方から土地の提供等をいただくというのは大変難しい問題があるかなと思いますので、基本的には大企業の手助けというのが必要になってくることもあるかと思ひます。

ただ、大企業のほうの手助けといいましても、オープンスペースという形からいいますと、やっぱり大企業としても不特定多数の方が常時、社内とか敷地内に入ってくるというのは非常にセキュリティー

的な面を考えても難しい問題もあるということから、非常に縛りがきついということを考えておまして、今までというか、全国的に見ましても、こういう制度を使つての実際の緑地として活用しているところは非常に例として少ないと伺っておりまして、摂津市としましても、空地が少ないという考え方からいきましても、なかなか制度を活用するという可能性は低いと考えております。

それと、制度を使つてもらふということ、企業以外にNPO法人でありますとか、認定された地縁団体、住民団体、そういうところもできるということですが、土地の無償提供を受けるのはなかなか難しいことから、固定資産税としてはなかなか適用は難しい、摂津市内では難しい問題があると考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 可能性は低いという話だと思いますけれども、例えばある大きな企業の土地を提供してもらおうとした場合に、そこで市民団体が市民農園的にできる形をつくって、そこを使いたいとした場合に、どういう流れになりますかね。具体的な問題として説明をいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 流れとしましては、まず土地の提供をいただく、無償でどなたかに借りられる、もしくは今回の緑地をやられる方が自分で所有されるということで、とにかく土地をまず確保していただく。そして、あくまでも無償で提供いただくというのが条件になってまいります。

その後、その設置者の方から市町村に対しまして開発というか、その計画ですね、実施計画のほうを提出していただきまし

て、それで認定が得られればその制度が採用されるという形になってきます。

認定いただくのは、今まででしたら都道府県の申請ということがあったんですけども、今回の税制改正によりまして市町村ということになりましたので、摂津市の場合でしたらこの認定を行うのが水みどり課のほうになっております。認定を得られれば今度その分で固定資産税課のほうに申請をいただければ、この特例措置を適用させていただくという形になります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、可能性が低いという話でありますけれども、せっかくいいものは普及する努力は当然自治体としてはすべきだと思いますが、民間であれ、いろんな需要で300平米を超える土地を提供いただいたと。その状態になったときにその次のことがいろいろ出てくるだろうと思いますけれども、より違った角度からですが、そういう空地として、緑地として提供できるように今回法改正された。これをじゃあ自治体として、知らせる努力から普及していく努力に発展していくということになりますけれども、そういう自治体の受けとめ方については、どうなんですか。いわゆる広報だとかいろんな形で、大企業などの民間も含めて、最低まず知らせていかなければならんと思いますけれども、そういう出発も含めて、どういう対応をされていくのかなと思いますけれども、どうですか。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 今回の広報活動的なものということだと思ふんですけども、今のところ固定資産税独自の広報というのは特には考えてはいないんですが、こ

ういう税制改正があることによりまして、納税通知書等を送らせていただくときには、お知らせ等の紙も入れさせてもらってしますので、そういうところに記載するというのも一つの方法かなと考えていますし、あと1月1日現在の適用ということになりますので、事前にまた認定担当であります水みどり課等とも協議等をした中での広報誌等の広報媒体ですね、そういうのを使ってお知らせというのにも必要になってくるかなと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第66号の所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑ありますか。なしですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第69号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑ありますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 まず、この条例につきまして、具体的にどのような方が該当するの

か、市の考えと、そして実際に該当者が今までに実際にいるのかどうか、それについてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、今回具体的な該当者についてご説明させていただきます。

今回、入居者から市に対して収入の申告がなくて、なおかつ請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じない場合については、近傍同種の家賃となるということでありまして、今回の法改正で認知症等で収入申告手続きができない方、この等といいますと認知症の方ですとか、あと知的障害者、それとあと精神障害者、こういった方が該当いたします。これらの方については、もし収入申告がない場合については、市のほうで官公署の必要な書類を閲覧して、収入を認定するということが今回できるようになった法改正の中身でございます。

こういった対象者がいてるのかどうかということで調べましたところ、今年度につきましては該当する対象者についてはございません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 今後、恐らく2025年問題と言われる超高齢社会に向けて、さまざまなそういった方々も出てくるかと思えます。そこに対してこの条例でしっかりと運用していただければと思います。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございませんか。

野口委員。

○野口博委員 例えば、いろんなプライバシー問題があるので、収入申告がないというケースが発生した場合、いわゆる認知症

だとか、知的障害だとか、そういうことの確認作業も含めて、プライバシー問題もありますので、それをどう配慮しながら、本人同意のもとに官公署にあるその方の収入がわかる資料を見て、行政側が家賃の設定をするという流れになるのか、その辺どうですかね。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、どういった形で確認をしていくのかというところですね。

年に一度、収入申告を提出していただく際に、もし障害者の方であれば障害者手帳を確認いたしております。収入申告が未提出の方につきましては、現在、指定管理者のほうでそういった収入申告の受付窓口をしておりますので、指定管理者が未提出者に対して催告を行うことになります。

それでもなおかつ提出がない場合については、家庭訪問等を通じて確認する形になろうかと思えますし、その際に、本人とのやりとりの中でなかなかこちらの言うことが通じないですとか、理解できないといった場合については、市のほうにご連絡いただきまして、保証人に連絡をとりまして、その方の状況をお伝えさせていただいて、場合によりましたら関係機関、高齢介護課ですとか、また障害福祉課と連携して対応していく形になるかと考えております。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そういうケースの場合はいろいろ大変になろうかと思えますので、よりそういう人権侵害とならないような形で事を進めるように努力していただきたいと思えます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第63号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

今回のこの条例制定というのは、自分がお聞きしている範囲では、今まで一部の位から上が導入している昇給、要するに業績評価、能力評価を今回新入社員まで適用するという内容だったと思います。

一般企業、民間企業でもこの業績評価、能力評価、もっといえば人事評価というのは本当にシビアな問題で、難しい問題だと捉えている中で、今まで先に行われてきた職員の方々の能力、業績評価、これに対してのまず問題点というか、何か不備があったり、この条例を先に制定したことによって何か問題点とかあれば、まずお聞かせいただければと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問について答弁を申し上げます。

本市で人事評価というのは業績評価、能力評価、2本でさせていただいております。管理職につきましては平成24年から、それからそれ以外の職階については平成25年から試行でこの人事評価というものを実施をしてきております。

その中で、やはり人材育成としてのツールということでございますので、上司が部

下の勤務の状況をしっかり把握できているかですとか、あるいはその結果を面談において評価される職員に対して適切に指導ができているかとか、こういったところについては、その試行期間の間にいろいろ状況の確認を行い、研修を行い、今日まで実施反映に、研修等を実施してきております。

昨年、係長級まで人事評価の給与範囲について拡大をしたわけでございますけれども、これにつきましては、当初からスケジュール的には想定をしていたことということでございまして、この研修の中でもそういうことを想定しながら、面接等のシミュレーションなんかも行いながら実施をしてきておりますので、昨年の実施については特に大きな問題は発生してないと思っております。

今回は一般職員まで全ての職階にこれを拡大していくということで、適切な運用に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 この能力、業績評価を導入するに当たって、一般職以外の方のモチベーションとかスキル、それがこれを導入したことによって何か変わったこととかあるんでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 モチベーション、スキルという話でございましたけれども、職員は、評価されるほうは、やはりみずからの働き方を振りかえる機会ということにもなりますし、課題として、職位に比して伸ばしていかないといけない部分、そういう部分を上司と部下の間で認識をしていくということでございますので、効果はあったも

のと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 抽象的な言葉で、わかるような、わからないような、自分が理解するにはちょっと難しいんですけれども、例えばどこかの部署でもいいんで、挙げられるのであれば、能力、業績評価、どういう項目でどういうふうになっているのか、一例を挙げて、どういうふうに評価しているのかというのがあれば、一例を挙げて教えていただけないでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、一例をとということでございましたので、能力評価についてまずお答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、職員ごとに標準的な職務の遂行能力というのが決まっております。課長級であればこれだけの能力を発揮するということで定まったものがございまして、これに対応した評価項目というのを定めております。

管理職の能力評価の評価項目ということではございますと、リーダーシップであったり、部下との意思疎通能力であったり、組織対応の運営の能力であったり、こういうものが評価項目になっているということでございます。

それから、業績評価につきましては、これは各課においてそれぞれ組織的な課題というものがございます。これに対して、課長級であれば課長級の職階として目標をあらかじめ立てて、その達成度合いを図るという形になってまいります。

一例でということではなかなかちょっと難しいんですけれども、今年度の人事課で申し上げますと、課長級としてはこの人事

評価の、例えば導入について、あるいは組合交渉するとか、そういうような目標の立て方というのがございます。

その達成の水準として、組合交渉が妥結をし、条例議案を上程できるような形にまで持っていくと。それを、目標として、その間に手段というのがございますけれども、いつの時期までにこういうことを済ませておかなければならない、制度設計をしておかなければいけない、そういうようなことを手段であったり、達成の水準というところで定めて、その達成度合いをはかると、そういうことになってまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 この能力評価、今、具体的に、リーダーシップだとか、意思疎通、その項目、いろいろあるのはお聞きしましたけども、でも、これを評価するのも人、上司だと思うんで、なかなか民間企業でも役所でも、評価するというのはどんな業種でも難しいとは思いますので、一番は職員の方々のやる気をそがないように、この制度が進められることを要望しておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問はございますか。

野口委員。

○野口博委員 来年1月1日から、これまで役職以上の方から全職員に人事評価を実施するというので、今回、一般職員に対する、実施するための改正条例であります。が、これまで、いわゆる公務労働の現場において、こういう人事評価はなじむのかどうかという角度から、国会論議も含めて、いろいろな議論させていただきました。

ご承知のとおり、地方公務員は全体の奉仕者として仕事をすると。住民の暮らしを

向上させるというのが目的であります。

そういう現場に、こういう評価制度がなじむかどうかということで、いろいろ議論させていただきましたけれども、特に極端な悪い例では、ご承知のとおり、北九州で、いわゆる生活保護の数値を決めて、その数値を達成するために、水際で生活保護を受けさせないということで、自殺者だとか、餓死者が出た事例で、大きな社会的な問題として、全国的にその問題が発信されました。

そういうことも含めて、いろいろ工夫もされてきていると思いますけれども、この間、摂津市では、平成27年からが課長級以上、ことし1年間は係長と課長代理級ということで実施されてきております。

その結果、資料をいただいておりますけれども、同じ職場で、同じ級で、結果として、いわゆる5段階の賃金の方が生まれているということになります。

そういう自分の仕事賃金が賃金に反映するわけでありましてけれども、そうした場合に、この評価する側、評価される側の公平性の問題について、どういう議論がなされて、どういう実践をされてきたのかというのを一つお聞きしたいと思います。

いろんな現場でもそうで、僕らもそうですけれども、措置としては、いかにモチベーションを下げないで、目的を達成するかということが最大の目的でありますけれども、この間の平成27年度、平成28年度、平成29年度の資料をいただいておりますけれども、SからA、B、C、D、5段階あります。

S、最上位ですね、2%、変わりません。A、上位、これがこの平成27年度、平成28年度に比べれば、平成29年度は6.8%から3.3%に下がっています。中位、

普通ですね、これが85.1%から90.1%に上がっています。Cランク、下位ですね、4.7%から3.8%に低下をする。最下位、Dランクが1.4%から0.8%という数字をいただいておりますけれども、この辺の経過について、どういう評価をされているのか。ちょっとこの際、お聞かせいただきたいと思います。

それともう一つ、今、導入されました人事課の課長の、いわゆる目標設定の例として、組合交渉の問題を言われましたけれども、いろんな現場がありますから、もっとわかりやすい数値の立て方といいますか、目標の立て方といいますか、その辺を一回、もうちょっと別の角度から、別の現場のわかりやすい例からして、どういう目標が設定されて、それで、それをどういう結果、評価されているのか。

それと、評価の結果について、先ほど評価の公平性の問題を言いましたけれども、本人に対して、こういう評価ですよ。これは、こういう理由ですよ、本人開示も含めて、公に評価について、その方にちゃんと伝えて、その方もそれに対して、文句があれば、いろんな制度を使う。そういう本人開示、評価される側に対する本人開示の問題についても、この間どういうことがあったのかなども、ちょっと雑駁な質問でありますけれども、お答えいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、野口委員のご質問に答弁を申し上げます。

まず、1点目、公平性の観点で、これまでどのような議論がなされたかということでごさいます、ご指摘のような公平な評価がなされなかった場合の危惧といいますか、こういうものは職員の間にもござい

まして、この人事評価の試行実施、導入をする前に、平成24年から平成25年にかけてまして、プロジェクトチームにおいて、議論をしたところでございます。

やはり、そういう危惧は一定、職員の間であるということは事実でございまして、ただ、それが正当になされた場合には、やはり、頑張る職員を評価するべきだというふうな、そういうプロジェクトチームの議論がございました。

この正しい評価をするために、まずはその評価について、きちっと実施の要綱、要領を定めていくと。これに沿った形で、各評価者が評価をする。いわゆる独自の視点で見るであるとか、そういう評価エラーを起こさないために、きちっと実施要領に沿った形で評価をする、これが必要だろうというふうな、そのときには、そういう議論になっております。

これを踏まえまして試行導入したわけでごさいますけれども、その後、評価者に対して、毎年、評価の意味合いであったり、それから面談において、きっちりと指導を行う旨であったり、こういうものに研修の時間をさいてきていると、そういうことでございます。

2点目につきまして、区分けといいますか、実際に最後の給与反映への結果の部分についてのパーセンテージのことでごさいます。

これは、運用上ではございますけれども、給与の予算の範囲内で、この昇給については差を設けるということになってございます。

この5段階でいいますところの最上位であるSであったり、次にあるA、この辺の段階については、一定、おおむねの割合というものが決まった形で運用をしてい

るところでございます。

それぞれ、S、A、ともに、おおむね5%までということで運用してきておりまして、このあたりで評価の結果、今、委員がおっしゃられたような結果に、この3年間ではなっているということで、これについては、当初の想定していた結果になっているのかなと考えております。

もしかすると、その団体によって、もっと大胆なといいますか、大幅な差のつけ方をする団体もあるかもわかりませんが、現段階では、これが摂津市にとっては適切ではないかと考えているところでございます。

それから、他部署の目標の設定ということでございまして、済みません、ちょっと手元に今、資料がございませんので、具体的なところはちょっと申し上げることができないんですけれども、管理職については、これまで組織目標であります総合計画であったり、行革の実施計画であったり、こういうものがございます。

その年度に取り組まないといけないところが、その目標のところには、当然ながら、位置づけられると考えておりますし、その管理職以下の方の職員の目標の設定につきましても、目標を設定する段階で、期首でその上司との面談をして、すり合わせをしていくと。目標の調整を行っていくということです。誤った方向の目標の設定というのは、その面談において、防げるものと考えているところでございます。それから、最後に、本人開示のところでございますけれども、面談においては、基本的には能力評価、業績評価ともに、本人に開示をした上で指導を行っていくというような運用を行っているところでございます。それでもなお、やはり、評価され

る側のほうで納得できない部分があれば、苦情処理委員会というものも設けておりますし、最後の給与反映というところにおいては、全体の調整を行った上で、給与反映をしていると、そういう運用を行っているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 評価の公平性という問題を言いましたけども、一番心配するのは、同じ職場の中で、同じ俸給の方が、賃金が5段階あって、今、言ったパーセンテージの中で、違いが生じる職員が仕事をしているということでもあります。

そういうことから、評価の妥当性、公平性の問題が、同じ部でもそうですけれども、部対部の関係でも、あの部では厳しいと、この部では優しいと、いろんなこともありますので、部同士の公平性の問題もあると思います。

結果、これから、一般職員に拡大しようとするわけで、これまで部長級、次長級、課長級が78人、課長代理級、係長が165人、副主査級係員が372人、全体615人の方が対象になっていくわけで、いわゆる上司の方、例えば、うがった見方ですよ、上司の方が自分の評価を上げるために、部下にその数値を徹底させていくという意味合いで、いわゆるパワハラということが適当かわかりませんが、そういう上司と、いわゆる部下の関係で、そういうことが生じやすいということ。いろんな各種の例を聞きますと心配するわけがあります。

だから、上司の方が自分の成果を上げるために、部下にいろんな目標を押しつけていくということも、実際、これから起きる可能性はないとは言えないということで

あります。

前回も紹介しましたが、国で議論するときには国家公務員に対して、2012年に5,000人のアンケートが実施されて、本来、求められる仕事は何なのかという指定をしない、数値目標だけが重視されると答えた方が、60%あるわけでありま

す。当然、摂津市においても、一般職員に拡大する中では、職員アンケートもしてきたと思っておりますけれども、この全体のパイが決まっていますから、いわゆる給与問題に対して提案する側と受ける側の、組合との関係もありますけれども、なかなか、弱い、強い、立場の違いもありまして、そういう難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、少なくとも職場がぎすぎすしないような状態で、いわゆる、最初申し上げた目標を設定していくということが大事だと思っておりますけれども、結果、これから一般職員に広がっていきますので、それを大変心配しておるわけでありま

す。苦情処理委員会も設置されていますけれども、なかなかそこまでは職員、行かないと思うんですよ。そういう点で、結果はいろんな形で内部、いわゆるメンタルの面が出てくる方もあるかもわかりませんけれども、そういう職場全体が何かしらぎすぎすして、極端ですけれども、まともな仕事ができないような環境になる可能性があるという、そういう点を僕は心配をしているわけでありま

す。それで、先ほど申し上げた評価の公平性の問題でありますけれども、評価する側の研修問題ね。これはどういう確保をされています。

部内での評価と公平性と部同士の評価の公平性の問題については、どういうこと

になっているんですかね。

わかりやすく説明してください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁申し上げます。

調整の部分のご質問だと思いますけれども、部局間でどのような結果が出ているかというのは、結果を集計する際に見るようにはしております。

極端にやはり部署の平均といいますか、その評価の平均が高い、低いというところは、そういう傾向として調整をするような形をとっているところでございます。

一方で、そのような差ができないような形での研修というのを、毎年実施して、これは少なくしていくにこしたことはございませんので、そういう形で取り組んでいるところでございます。

○渡辺慎吾委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、野口委員のほうから公平性、妥当性のところで気にしていただいておりますが、我々もその辺は非常に危惧しているところでございますので、私のほうから総括的にご答弁申し上げたいと思います。

まず、公平性の問題ですけれども、先ほど課長のほうからも申し上げましたように、研修ということは必ず毎年実施しているわけなんです。

先ほどの開示のお話もございましたけれども、開示については、フィードバック、上司が行った評価というのは、必ず部下に対して開示をしながら、その評価の内容についても議論をするということになっています。

通常よりも頑張った点、または劣っていた点ということを客観的に具体的にあらわすために、行動記録というものを上司の

ものはつけるようになっております。

ですから、頑張って成果を上げた部分、それから、少し配慮が足りなかった部分であったりということを、できるだけ具体的にあらわして、あのときどうだった、このときどうだったという形で部下と議論するような形で、公平性、納得性ということを担保するようにしております。

それと、目標設定のところで、少し数値の話、北九州のお話もあったんですけども、我々の考えている人事評価の業績評価の部分なんですけど、数値目標には、正直こだわっておりません。ですから、必ず数値で上げてこいということは、一切言っておりません。

数値になりますと、やっぱり今、委員がおっしゃられたような部分の危惧が出てきますので、数値にこだわらない形でも十分、目標設定というのは可能でございますので、そういった形で運用をさせていただいているということでございます。

あと、部局間の調整の話もあったんですけども、これ、先ほど課長が申し上げたように、平成24年から試行をしております。試行の段階で、その辺というのは、かなり隔たりというものが、正直ありました。ただ、試行の段階で、人事が中心になって、各部と調整する中で、その差異というのをできるだけなくなるように調整を図ってきて、正直、私の主観になるかもしれませんが、今、部局間で大きな隔たりは、ほとんどなくなっていると考えています。

また、今年度からは、下位評価というものを実施しております、これまでは上位評価だけだったんですけども、下位評価というものも実施しながら、公平性、妥当性、納得性ということを担保していきなが

ら、今後もよりよい人事評価制度になるように努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最後にします。

職員は、難しい試験を通過して、なっているわけで、その前提条件として、そういう力量を持っている方であります。

そういう方々が同じ俸給の中で賃金差別を設けようということがいかなものかと思っております。

今、数値目標にこだわらないとおっしゃったけれども、そうならば、例えば、岸和田市とか吹田市がやっておるような、いわゆる賃金に反映しないと。みんなで普通に頑張って、市民サービスを提供していくんだという、いわゆる人材育成型でやるべきだと思います。

ちょっと最後に、世界一学力が高いフィンランドの事例を少し申し上げて終わりたいと思いますけれども。

向こうは、人材という人の財産、人材と位置づけて、いろんな子育ての問題について、国的な行事で取り組んできています。勉強も当然、できる方、できない方いらっしゃいますけれども、できない方に対するサポートをちゃんとして、全体で、学力を向上させていくというシステムがちゃんとあります。

そういう中で、世界一の学力の高い国になっていくわけでありますけれども、こういう思想が、いわゆる地方自治体の現場でも大事だと思っておりますので、副市長はそういうこととおっしゃったけども、構造的な問題として、いわゆる職場でいろんな問題が起きる、そういう性格を持っているこういう問題でありますので、きちっと注

意していただいて、先ほど申し上げた、いろんな場面では公平性の問題、平等の問題、そして、ちゃんとした形で事をした場合には、事が起こせるように、苦情処理委員会にちゃんと行けるような、そういう環境整備を含めて、しっかりと対応していただきたいということを申し上げて終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問。

三好委員。

○三好義治委員 私は、また逆の立場で、ようやく人事評価制度が安定していった、それぞれの職員が相互啓発を行いながら、市民サービスの向上につなげていくということが、とでは、一定評価をさせていただいております。

その中で、昇給の段階で、要は、公務員は人事院勧告を受けて、その額が定められてくる中で、その中で一般的には勤続給、年齢給、それから、定期昇給部分が反映されているという認識をしています。

その中で、今回のこの昇給の部分について、要は、人事評価で受けたその昇給の部分は、どの手当部分で評価は、さっきの5つに分けている部分を行っていくのかなと。

以前、聞いていたら、勤勉手当の中で、その部分を反映していくとかいう話を聞いた記憶もあるんですが、その部分は、要は人事院勧告で平均昇給額が定められて、パイは変わらないと。そのパイの中で、昇給部分の評価に見合った部分をそれぞれに評価した部分で分配していくという認識でいいのか。

それとも、さらに、他の手当の中で、その分を反映していくのか。その比率はどうなってくるのかなというやつが気になりましたね。要は、定期昇額部分と能力部分の割合ですね。その点について、お聞かせ

いただけますか。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまの三好委員の質問に答弁を申し上げます。

評価の部分の反映の仕方のご質問だったと思います。

今回の議案になっていきますのが、人事評価のうちの能力評価の結果を昇給部分に反映させるということでございまして、5段階で、先ほど申し上げましたように、SからDまでの段階で区分がされているということでございます。

標準で、4号級の号級のアップというのが1年間で定期昇給でございます。これを、SからDまでということで、6から2までの範囲で昇給を行う、6級アップから2級アップの間で評価によって、反映をさせると。そういうような内容になっております。この能力評価の昇給への反映ということにおいては、他の手当への影響というのはございません。これは昇給のみということになります。

人事評価の中で、能力評価以外に、先ほども申し上げました目標管理型の業績評価ですね。これの結果につきましては、勤勉手当、いわゆるボーナスのほうに反映をさせると、そういうような仕組みになっておりまして、今回の議案で言いますと、昇給部分について、能力評価の結果を反映するというところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 ちょっと質問と答弁が食い違っていてまして、私が言っているのは、例えば、定期昇給額が5,000円だったとしますね、平均が。その中に、定昇部分が幾らで、例えば、付加上昇部分が幾らで、能力査定部分が幾らか、パーセントでね。

その比率の割合を今、聞かせていただいているんです。

これは、ややもすると、例えば、勤勉手当でそれを全部賄っていくんだといえ、勤勉手当というのは、年々、年々、膨らんでくる可能性があるんで、全体の率から率へ抑えていますけども。

だから、そこの部分の人事院勧告で言われる定期昇給額の中で、能力査定部分は何%含まれているんだということを質問しているので、的確にお願いしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、私のほうから、ご答弁申し上げます。

まず、能力評価なんですけれども、我々、国家公務員に準じて、給料表というのがございます。役職ごとに給料表が決まっております、それぞれ間差というのがあるんですけれども、我々、定期昇給というのは、4つの区分が一律に4つ上がります。4つ上がるのが定期昇給ということなんです。4つというのは4分割されているんですけど、1こまが大体1,000円から2,000円くらいの間差なんですけれども、それが定期昇給でいくと、4つ一律に上がります。

実施している能力評価につきましては、この通常、4つ上がる部分、定期昇給で4つ上がる部分が、優秀な職員は6つ上がるということになっております。それが、6つ上がる職員と、5つ上がる職員と、定昇と同じように4つの職員と、それと、3つしか上がらない職員、そして、2つしか上がらない職員、こういう能力評価の状況になっておりますので、この部分で、基本的には絶対評価でこの個人、個人を評価するわけなんですけれども、多少、相対の観点、

当然、予算というものもございますし、当然、相対の観点も踏まえながら、この6つ上がる職員が極端に多くならないように、2つしか上がらない職員が極端に多くならないように、一定の割合の基準というのを、先ほども答弁があったんですけれども、一定の割合の基準というのを定めながら運用しているということでございます。

人事院勧告の部分については、このそれぞれ4つの中に金額が書かれている、給料表、何十何万円という数字があるんですけども、何十何万円という数字そのものが人勧の中で物価等の上昇を見込みながら、例えば、人事院勧告前は20万円であった給料が20万5,000円になると、そういうふうに給料表の数字が置きかわるといのが人事院勧告ということになります。

それと、業績評価のほうなんですけれども、業績評価については、国もそうなんですけれども、ボーナス、勤勉手当を計算するときに、それぞれ扶養のいる職員の扶養手当というのを積算の根拠の中に加味するんですけれども、その扶養を除いて、だから、扶養手当を加味せずに積算する、だから、扶養手当を上分ですね、勤勉手当を通常よりもプラスして支払う職員が、また、職員に支払うためにプラスする分は、この扶養手当の部分を原資として充てていますので、これまでからの予算の範囲内でおさまっているという考え方になります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 また、後ほど、詳しく伺わせていただきますけれども、ということは、もう全てが昇給に関しましては、能力見合いという理解でよろしいんですね。

だから、そういう面では、従来から相当、

改革をされてきたと思います。以前はやっぱり、年齢給、勤続給、何年来てても、同じように右肩上がりです上がってきておった分が、今回は査定によって、やっぱり競争意識、競争原理を行っていくという評価制度に変わっていくと。

ただ、そこに生まれてくるのは、一旦評価をして、この職員はだめだと言われた方は、将来だめ見られがちなので、その部分は苦情処理委員会とか人事戦略として、そういったことを、適材適所の職場に配置転換をやるとか、能力給の中でも、切り捨てではなしに、やっぱり底上げを十分にしたいだけのように、要望しておきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第72号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山本市長公室長。

○山本市長公室長 それでは、議案第72号、摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、昭和45年施行で、青少年の健全育成のためにこれを阻害するおそれのある環境から保護するために必要な措置を定めているものでございます。

この措置の内容といたしましては、大きく分けまして3つございます。

一つは、第4条として、飲酒、喫煙、睡眠作用を有する医薬品等の使用を防ぐ観点から、有害行為のための場所の提供等の禁止。

次に、第6条と第7条にあります、睡眠薬、アルコール類等の睡眠、酩酊、興奮、幻覚等の作用を有するものが青少年の手に渡らないようにする観点からの薬物類の指定と指定をいたしました薬物の販売制限、そして、第8条といたしまして、性的感情の刺激、粗暴性や残虐性が助長されるような図書等が青少年の手に渡らないようにするという観点からの、有害図書等の販売等の制限というような大きく分けまして3つございます。

これらの措置につきましては、いずれも本会議でご説明をいたしました、大阪府の青少年健全育成条例と大阪府薬物の乱用の防止に関する条例におきまして、網羅をされているところでございます。

この2つの大阪府条例につきましては、市条例において措置ができていない、例えば、有害な玩具、刃物等の指定や販売等の禁止でありましたり、インターネットの利用環境の整備等、また、薬物類の広範囲にわたる定義として、さらには、本市よりも厳しい罰則規定など、青少年の健全育成の阻害の観点にとどまらず、公の秩序、善良の風俗の維持、健康、安心等の観点から、さまざまな措置等が定められているところでございます。

したがって、措置内容等の網羅性、罰則規定等の整合性、そして、薬物に関する大阪府条例におきましては、年齢等を限定していない点、さらには、府条例は、市等と連絡調整や連携、協力規定などを掲げております。

現実には、青少年指導員との連携による各

施策の推進等がありますことから、このようなことを配慮いたしまして、本条例は廃止ということが適当であるというふうに結論に至ったものでございます。

以上、摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質問はございますか。

三好委員。

○三好義治委員 条文に対しては、少しも問題ないんですが、この中に、青少年保護育成審議会委員が今までおられたんですけど、この廃止条例で、審議会委員もいなくなりますけど、こういった方々が審議会委員になられて、そういった方々にはどんな説明をされてきたのか、その経緯も含めて、教えていただけますか。

○渡辺慎吾委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 私のほうから、答弁を申し上げたいと思います。

まず、審議会のメンバーなんですけれども、市議会議員の皆様、そして、保健所の長、それと、学校長、それから大阪薫英女子短期大学の教授であつたり、青少年指導員であつたり、市に関係する団体の役員ということになっております。

この審議会というものは、そもそも薬物の指定を審議していただく審議会なんですけれども、これは、平成27年だったと思いますけれども、休眠状態であるという答弁もさせていただいていたと思います。

実際に正直申し上げまして、過去にこの審議会が開かれて、薬物を指定した経緯があるのかどうかというのは、正直、指定した薬物の記録がございませんので、それははっきり申し上げて、わかりません。

今、申し上げたようなメンバーで、この審議会が、実際に、この薬物指定というのは、商品名を指定するわけではございませんので、成分といいますか、物質というものを指定することになりますので、恐らく審議会だけでそれができるかという、恐らく難しいと思います。

そうすると、外部の専門機関にお願い、委託をするなりをして指定をしないと、なかなか難しい問題がございますので、実際のところ、この条例は、昭和45年制定ですけれども、当初どういう意図を持って、この審議会ですべてのことをしようとしていたのかというのは、正直、もう今となってはわからない部分があります。

ですから、これは休眠状態ということで申し上げた過去の経過も踏まえて、今現在、もう委嘱は全然しておりませんし、もう過去十何年しておりませんので、廃止するに当たって、現在、委嘱しておられる委員もおられませんので、委員への説明というのは、正直、ないということになってまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第71号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 37 分 休憩)

(午前 11 時 38 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 59 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 63 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 64 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 66 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 69 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 71 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 72 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

○渡辺慎吾委員長 これで、本委員会を閉会いたします。

(午前 11 時 43 分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 野口 博